

○都道府県歯科個別指導における持参物について

平成26年9月25日付け 各地方厚生(支)局医療課長あて  
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長補佐事務連絡

日頃の指導監査業務のご尽力に敬意を表します。

この度、日本歯科医師会から都道府県個別指導における持参物の取扱いについて要望が監査室に提出されたことにより、当該要望事項について協議を重ねた結果、下記の取扱いとすることとしましたのでお知らせします。

各地方厚生(支)局においては、下記の内容について管内の指導監査課及び都道府県事務所(以下、「県事務所等」という。)に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、別添により日本歯科医師会から各都道府県歯科医師会に周知される予定であることを申し添えます。

記

1 歯科衛生士業務記録簿

平成26年度診療報酬改定で留意事項通知から「歯科衛生士業務記録簿」の文言が削除され、歯科衛生実地指導における文書提供する写し等が歯科衛生士の「業務に関する記録」として取り扱われることとなったことから、都道府県個別指導において「歯科衛生士業務記録簿」を持参物として求めている場合には、これを改め「歯科衛生士業務記録等」とすること。

2 スタディモデル

平成22年度診療報酬改定において基本診療料に包括されていることから、都道府県個別指導における持参物から「スタディモデル」を削除する。

3 医療従事者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)の免許証及びその写し

一部の県事務所において、医療従事者の免許証を都道府県個別指導の持参物として求めているが、歯科医師等の免許証は保険医登録時等に提出を求め確認をしており、改めて指導時に確認する必要はないことから、都道府県個別指導における持参物から削除すること。

4 日計表等の取扱い

以下の持参物については、作成及び保存している場合に持参することとし、作成及び保存していない保険医療機関については、新たに作成する等の対応は不要であることから、保険医療機関から説明や相談があった場合には適切に対応すること。

- ① 患者毎の一部負担金徴収に係る帳簿(現金出納簿)
- ② 患者毎の内訳の判る日計表
- ③ 患者毎の予約状況が判る予約簿
- ④ 審査支払機関からの返戻・増減点通知書
- ⑤ 領収書控、処方せん控
- ⑥ 歯科技工物単価表

5 X線フィルム、口腔内カラー写真の取扱い

都道府県個別指導の指導日前日に通知を受け、指導当日までにプリントアウトする作業は時間的に困難との意見等があることから、X線画像及び口腔内カラー写真を電子的に保存している場合は、次のとおり取り扱うこととしたの

で適切に対応すること。

- ・ X線画像、口腔内カラー写真等を電子媒体にて保存している場合で、プリントアウトに時間を要する場合は、指導会場において画像等を確認することが可能なパソコン及び周辺機器を持参するか、USBメモリ等の記録媒体の持参も可能とする。ただし、記録媒体のみを持参する場合は、各県事務所等として準備できる機材、ソフトに対応している必要があることから、事前に各県事務所等に相談することとした。

【別添】指導の際の持参物の扱いについて

平成26年9月25日付け

都道府県歯科医師会 社会保険担当理事あて

公益社団法人 日本歯科医師会

社会保険担当常務理事 堀 憲郎

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

かねてよりご要望やお問い合わせの多い指導の際の持参物の扱いについて、本会としては行政当局と鋭意協議検討を行っているところです。

その中で「保存してある場合に持参するもの（保存していなければ持参しなくても良い）」の扱いについて、行政からの案内文では必ずしも明確で無く、指導対象となる医療機関からの問い合わせが多く寄せられています。

日本歯科医師会としては、指導の公平性の観点からも、保存義務の無いものについては、持参物リストから外すべきであると考えており、継続して議論して参りますが、現時点で厚労省当局と共通理解にある事項について、取り急ぎ別紙の通りご連絡申し上げます。

また、現在指導の際に持参を求めないとして、当局と合意している項目についても併せてお知らせ申し上げます。

他にも基本的な課題を含めて多くの問題が存在しますが、当面の見直し部分としてご連絡する次第です。

尚、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から地方厚生局宛てに同様の内容で周知されることを申し添えます。

(別添)

○別紙

■作成、保存の義務が無い持参物について

1. 歯科衛生士業務記録「簿」について

平成26年度改定で、通知からは「業務記録簿」の文言は削除され、「業務に関する記録」と記載されています。具体的には、歯科衛生実地指導において、文書提供している場合は、その提供文書の写しがこの「業務に関する記録」として扱われますので、

提供文書の写しがきちんと保存されていれば、別途業務記録を作成したり、写しを「帳簿として編纂する」必要はありません。

このことを踏まえて、医療機関が更に工夫されて記録を整理されている場合は、それらを個別指導にご持参下さい。

2. X線画像、口腔内写真等（電子保存している場合の扱い）について

X線画像、口腔内写真等の電子保存の場合で、個別指導にそれらをプリントアウトして持参することが困難な場合

は、画像等を確認するためのパソコン及び周辺機器の持参、又は、USB メモリ等の電子媒体での持参が可能です。

なお、電子媒体で持参する場合は、行政において準備できる機材や画像を表示するソフトが限られていますので、必ず事前に地方厚生局又は事務所と相談して下さい。

3. 「患者ごとの一部負担金徴収に係る帳簿（現金出納帳等）」、「患者ごとの内訳のわかる日計表等」、「患者ごとの予約状況がわかる予約簿」について

これらの書類については、必ずしも作成・保存の義務が無いことから、作成あるいは保存していなければ持参の必要はありません。また新たに作成する必要もありませんので、ご注意下さい。

4. 審査支払機関からの返戻・増減点通知に関する書類について

返戻・増減点通知については、保存義務が無いことから保存していない場合は持参の必要はありません。保存されているものだけ持参頂ければ結構です。

5. 領収証（控）、処方せん（控）について

いずれも「控」の作成義務が無いことから、作成、保存していなければ、持参の必要はありません。

6. 歯科技工物単価表について

単価表がない場合には新たに作成準備する必要はありません。「現時点のものがあれば、それを持参する対応」で差し支えありません。

■持参を求めないことを確認している項目について

7. スタディモデル

平成22年度改定により初診料に包括されたことにより、持参を求めないことを確認しています。

8. 医療従事者免許証（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）ないしその写し

持参を求めないことを確認しています。